

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名：狭山池博物館漏水補修工事

1. 随意契約理由

大阪府立狭山池博物館は、建築家安藤忠雄氏の設計のもと平成11年6月30日に完成し、建築後20年が経過している。

当博物館では、平成29年10月の台風21号に伴う豪雨以降、大雨時には建物最下層の配管等スペースからの漏水により堤体展示の下部までの浸水が多発しており、放置することによって樋管（国の重要文化財に指定されており、狭山池築造時期の解明に寄与）が破損することが懸念されている。また、雨水の浸透や流入による1階展示スペースに水漏れが生じており、来館者に影響を与えていることから早急に本件漏水対策工事を行う必要がある。

しかしながら、当博物館は安藤建築のため意匠性が非常に高く構造が複雑であり地下の漏水箇所は配管等が輻輳し作業スペースが狭隘であること、また、開館中に重要文化財の直近で作業を行うことから、安全かつ適切な施工計画の立案、施工が必要である。

株式会社藤木工務店は、他の安藤建築の補修実績を有するだけでなく、当博物館の新築工事や各種修繕補修工事も行っており、複雑な建築構造や配管ルート、その機能等を十分熟知しており、安全かつ適切な施工計画を立案し施工することができる唯一の会社である。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び大阪府財務規則の運用第62条関係第1項第2号により、同社と随意契約を締結するものである。

2. 比較見積省略理由

上記1. 随意契約理由のとおり、特定の者でなければ履行できないことから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号により、比較見積書の徴取を省略する。